

第3章

子ども手当と控除廃止の格差是正効果

——JHPSを用いたマイクロ・シミュレーション

土居丈朗

第1節 はじめに

我が国では、少子高齢化や格差是正などへの対応として、税制を活用した政策提案が盛んに行われている。2009年9月に発足した鳩山内閣において、「子ども手当」の導入とそれに伴う所得税の控除の見直しが行われようとしている。

そもそも、2009年8月に行われた衆議院総選挙において、各政党が「給付付き税額控除」に関して、これまで以上に踏み込んで、マニフェスト等でその導入を検討することを明記した。さらに遡れば、2008年12月に麻生内閣で閣議決定された「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」や、それを具現化した平成21年度税制改正法附則に、給付付き税額控除の検討が盛り込まれ、子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を狙いとした方策として掲げられた。その背景には、少子化対策として子育て世帯への給付や、所得税制を用いた格差是正を図ろうとする動きがあった。

給付付き税額控除を含む所得税制に関する経済学的分析として、近年マイクロ・シミュレーションの手法を用いた研究には、田近・古谷（2003）、田近・八塩（2006a, b 2008）、森信（2008）、高山・白石・川嶋（2009）などがある。税制のマイクロ・シミュレーションは、所得や消費などに関する個票を用いて、税制の仮想的な変化が各家計に対してどのような影響を与えるかについて、シミュレーション分析を行うものである。税制のマイクロ・シミュレーションとして消費税を扱ったものでは、八塩・長谷川（2009）もある¹。

¹ マイクロ・シミュレーションではないが、所得再分配に関する個票を用いた分析として、「全国消費実態調査」を用いた西崎・山田・安藤（1998）や、「国民生活基礎調査」を用いた内閣府（2009）などがある。

第2部 データに見る貧困からの脱出

これまで、我が国における所得税に関するマイクロ・シミュレーションの先行研究では、厚生労働省「国民生活基礎調査」の個票が用いられていた。ただ、「国民生活基礎調査」は、保健所や福祉事務所を通じて調査票が回収されることがあることから、標本として比較的所得者を拾いやすいとの見方もある。「国民生活基礎調査」以外の個票を用いることで、我が国の税制に関するマイクロ・シミュレーションの結果の頑健性を検証することは重要であると考えられる。

そこで、本稿では、慶應義塾大学パネル調査共同研究拠点「日本家計パネル調査 (Japan Household Panel Survey: JHPS)」を用いた税制のマイクロ・シミュレーションを行う。

本稿の構成は以下の通りである。第2節では、JHPSを用いた所得税の算定方法について説明する。第3節では、JHPSのデータで観察される現行所得税制の特性について考察する。第4節では、鳩山内閣で実施しようとしている子ども手当と、その財源捻出のために検討されている所得税の扶養控除等の見直しに関して、マイクロ・シミュレーションの分析結果を示す。最後に第5節では、本稿をまとめる。

第2節 分析方法

この節では、用いた分析方法を説明する。本稿で用いるデータは、「日本家計パネル調査 (JHPS)」の第1回調査 (2009年1月) である。

まず、各世帯の構成員全員の所得額に対して税法を適用し、すべての世帯の所得税負担額を推計する。その所得税負担額は、以下の手順で計算した。

所得税法では収入は10種類に分類される。JHPSのデータから所得税額を推計するには、税法上「収入」とされるJHPSのデータを用いてその分類ごとに所得を計算する必要がある。JHPSでのデータには、勤め先の収入、自営・事業・内職収入、家賃・地代収入、利子・配当金、仕送り金・受贈金の受け取り、公的年金、企業年金・個人年金、失業給付・育児休業給付、児童手当・児童扶養手当、生活保護給付、その他の収入と、11種類の収入がある。これらを、所得税法の所得分類に基づき、以下のように対応させた (以下ではJHPSに記載されている項目を「…」で囲って表現する)。

給与所得 = 「勤め先の収入」 - 給与所得控除

事業所得 = 「自営・事業・内職収入」 - 青色申告控除

公的年金等の雑所得 = 「公的年金」 + 「企業年金・個人年金」 - 公的年金等控除

その他の雑所得 = 「その他の収入」 + 「仕送り金・受贈金の受け取り」

不動産所得 = 「家賃・地代収入」

利子所得 = 「利子・配当金」

ここで、給与所得控除については、それぞれJHPSの「勤め先の収入」を給与収入とみ

なして計算した。公的年金等控除については、「公的年金・恩給」＋「企業年金・個人年金」を公的年金等収入とみなして計算した。

利子所得は、分離課税であるから、独立して所得税額を計算した。利子所得には20%の源泉分離課税を適用した。それ以外の5種類の（所得税法上の）所得を合計して、次のように合計所得を計算する。

$$\text{合計所得} = \text{給与所得} + \text{事業所得} + \text{公的年金等の雑所得} + \text{その他の雑所得} + \text{不動産所得}$$

また、所得税法に従い、以下のように所得控除を計算し、それを合計所得から引いて総合課税の対象となる課税総所得金額を計算する。

$$\text{所得控除} = \text{基礎控除} + \text{配偶者控除} + \text{配偶者特別控除} + \text{扶養控除} + \text{寡婦・寡夫控除} + \text{医療費控除} + \text{社会保険料控除}$$

上記以外の所得控除は、JHPSで得られるデータの制約から算定できない。

ここで、配偶者控除や扶養控除は、データに示された各構成員の続柄・年齢・就業状態（就業している場合にはその所得）によりその適用可否を判断し、16歳以上23歳未満の特定扶養親族や70歳以上の老人扶養親族に対する控除も所得税制に従って計算した²。他の先行研究ではあまり取り入れられていない寡婦・寡夫控除も、データに示された家族構成から判断し、所得税制に従って計算した³。医療費控除は、JHPSで得られる年間医療費の回答、または2009年1月の医療費支出（月額）を12倍して年額とし、これに基づいて計算した。

社会保険料控除は、各種社会保険の保険料算定の規定に従って算定した社会保険料を基に計算した。本稿で算定したのは、医療保険・介護保険（国民健康保険、政府管掌健康保険、健康保険組合、共済組合、後期高齢者医療保険）、年金保険（国民年金、厚生年金、共済年金）、雇用保険である。

医療・介護保険については、各世帯員の就業状態、就業先の経営形態、雇用形態等から加入保険を判断し、規定の賦課ベースに基づき、保険料を算定した。その際、当人の所得及び他の世帯員の所得から、当人が被保険者か被扶養者かを被扶養者認定基準に従って判断し、被扶養者になる場合には誰の被扶養者になるかも合わせて判断して、保険料を算定した。

国民健康保険の保険料については、JHPSの中で、世帯全体の国民健康保険料の金額の回答を求める項目がある。その金額の回答があった世帯では、この金額を採用することと

² JHPS 第1回調査は、2009年1月に行われたものだが、調査対象者の世帯の構成員の生年の情報が得られるので、2008年現在の年齢を用いて扶養控除を計算している。

³ 寡婦・寡夫控除は、離別か死別か行方不明かを問わず適用される。回答上、子がいながら親が片方しかない場合で所得等が規定を満たせば、この控除は適用される。

第2部 データに見る貧困からの脱出

した⁴。ただ、国民健康保険に加入していると思われる世帯員がいながら、この世帯全体の国民健康保険料の金額の回答がない世帯については、下記の方法で保険料を計算した。国民健康保険は、居住する市町村によって保険料が異なる。ただ、本稿では、JHPS のデータから居住地市町村はわかるものの、個別に保険料を算定する手間が膨大となるため、全国平均の保険料率を用いて算定することとした。その際、全国平均の保険料率は、国民健康保険中央会・都道府県国民健康保険団体連合会『国民健康保険の実態（平成20年度版）』に基づき計算した。旧ただし書採用の2,073市町村のみを集計し、資産割、平等割を採用していない市町村はそれぞれ料率0%、賦課額0円として計算した結果、所得割の料率は医療分7.9%、介護分1.4%、資産割の料率は医療分28.6%、介護分4.5%、均等割（世帯人員1人当たり）医療分23853円、介護分7695円、平等割（世帯当たり）医療分25086円、介護分4272円となった。本稿では、これを用いて、国民健康保険の被保険者となったものの保険料を計算した。また、国民健康保険料の軽減については、世帯の所得が33万円以下のとき、世帯の（均等割額+平等割額）の7割を減額し、33万円+（24万5,000円×被保険者および特定同一世帯所属者（いずれも世帯主を除く）の数）以下のとき（7割減額を受ける世帯を除く）5割を減額し、33万円+（35万円×被保険者および特定同一世帯所属者の数）以下のとき2割を減額することとした⁵。国民健康保険料の賦課限度額として、基礎賦課額47万円、後期高齢者支援金等賦課額12万円、介護納付金賦課額9万円（いずれも2008年度の年額）も適用している⁶。

後期高齢者医療保険は、2008年9月まで事実上保険料徴収が行われなかった。10月から保険料徴収が行われたが、様々な保険料減免措置が講じられた。そのため、本稿では、これらの減免措置を保険料算定に反映させ、2008年10～12月の3か月分について保険料を算定した。

介護保険については、第1号被保険者の保険料も居住する市町村によって異なりうるが、前述と同様の理由で、本稿では、2008年における全国平均の基準額4,090円（月額）を採用した。また、介護保険の加入段階については、回答者本人とその配偶者については、直接加入段階の回答を求める項目があり、その記入があったものはそれを採用した。記入がなかった者やその他の世帯員については、所得等に基づき介護保険の規定に従い加入段階を判定した。さらに、39歳以下もしくは65歳以上の被保険者で、40～64歳の被扶養者がいる人特定被保険者についても、保険料を課すものとして算定した。

年金保険は、各世帯員の属性から加入保険を判定し、配偶者については第3号被保険者になるか否かも判定し、各年金保険の規定に従って保険料を算定した。また、国民年金に

⁴ ただし、この金額は、医療保険分と介護保険分について区別ができない。

⁵ 本来は、保険料軽減の判断に用いる所得は、原則として前年の所得なのだが、本稿で用いたJHPS第1回調査では前年の所得が包括的には取れないため、当年の所得を用いることとした。

⁶ JHPSの中で、世帯全体の国民健康保険料の金額について回答したのものの中に、明らかにこの賦課限度額を超える金額を記入するものがあった。これについては、賦課限度額を支払ったものと見なして分析に用いている。

については、規定に従い全額免除や一部納付（免除）も適用した。

雇用保険は、回答者本人とその配偶者については、雇用保険の加入について直接回答する項目があり、その回答を反映した。無回答だったものや他の世帯員については、就業形態に基づき加入を判定した。そして、加入しているものが規定の保険料を支払ったものを見なして算定した。

こうして計算した課税対象所得に対して所得税の限界税率表を適用し、所得税の負担額を推計した。

さらに、上記以外に、JHPS では、退職金の受取と有価証券の売却益・売却損のデータが得られる。これらは、申告分離課税となるので、それぞれの税額を別途所得税制に従い計算する。ただし、有価証券の売却益は、所得控除後の課税総所得金額がマイナスになった際には通算できるので、その規定を適用して税額を計算した。

そして最後に、税額控除として、住宅借入金等特別控除を適用する。JHPS では、住宅の取得時期や延べ床面積や住宅ローン残高のデータが得られる。これらを用いて、所得税制に従い、住宅借入金等特別控除の金額を計算した。こうして、最終的に所得税負担額が確定する。

住民税についても同様に計算した。ただ、税源移譲の影響により、住宅借入金等特別控除の使い残しについては住民税で控除を適用するとともに、住民税の調整控除（個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、住民税の所得割額から一定の額を控除するもの）も適用した。その算定に際しては、税源移譲前の所得税の税率表を用いた。さらに、所得割や均等割について、非課税となる規定も適用するとともに、2008年において実施された超過課税も適用している。

JHPS は、調査対象が個人である。したがって、JHPS の標本において、調査対象者が同居就業者の所得を全て記入していない標本だと、世帯収入が正確に把握できない恐れがある。この情報が不正確だと、扶養控除等の人的控除の適用を誤って推計してしまう可能性がある。そこで、本稿では、調査対象者の世帯において、同居就業者がいるにもかかわらず、その他家族の収入が完全に無記入だったものは（本人の所得が記入されているものであっても）、分析対象から外すこととした⁷。その結果、本稿で分析対象に用いることができた標本数は 3,360 となった。

この分析対象となった標本について、等価世帯可処分所得を計算し、この等価世帯可処分所得の順番に並べ、それらを均等に 10 個の所得階層区分に分類した。等価世帯可処分所得は、

$$\text{等価世帯可処分所得} = \frac{\text{世帯可処分所得}}{\sqrt{\text{世帯人員数}}}$$

⁷ 年間収入に関する記入が全くない標本や、世帯構成員の年齢等が不明な標本、著しく有価証券売却損が大きい標本も、分析対象から外している。

第2部 データに見る貧困からの脱出

表 3-1 各所得階層平均の世帯人員、世帯所得、世帯消費

| 所得階層 | JHPS2009 | | | | | 田近・八塩(2008) ：国民生活基礎調査 2004 年 | | |
|------|-------------------|------------|-------------|--------------|--------------|---------------------------------|-------------|--------------|
| | 等価世帯可処分所得 (万円) | 世帯数 (戸) | 世帯人員 (人) | 世帯収入 (万円) | 世帯消費 (万円) | 等価世帯可処分所得 (万円) | 世帯人員 (人) | 世帯収入 (万円) |
| I | ～144 | 336 | 2.714 | 159.8 | 22.9 | ～110 | 1.753 | 61 |
| II | 145～191 | 336 | 3.024 | 320.3 | 24.3 | 110～127 | 2.262 | 168 |
| III | 191～225 | 336 | 3.107 | 405.4 | 24.1 | 127～168 | 2.547 | 253 |
| IV | 225～260 | 336 | 3.095 | 470.5 | 26.8 | 168～240 | 2.709 | 329 |
| V | 260～296 | 336 | 3.259 | 561.6 | 29.0 | 240～267 | 2.835 | 403 |
| VI | 296～336 | 336 | 3.345 | 649.4 | 31.6 | 267～325 | 3.023 | 488 |
| VII | 336～386 | 336 | 3.414 | 761.9 | 34.1 | 325～346 | 3.249 | 598 |
| VIII | 387～453 | 336 | 3.390 | 884.3 | 37.7 | 346～417 | 3.267 | 724 |
| IX | 453～562 | 336 | 3.238 | 1062.5 | 39.6 | 417～610 | 3.256 | 901 |
| X | 562～2495 | 336 | 3.250 | 1773.7 | 48.3 | 610～ | 3.063 | 1387 |
| 平均 | | 3360 | 3.184 | 704.9 | 31.8 | | 2.796 | 531 |

表 3-2 JHPS2009 における各所得階層の状況

| 所得階層 | 平均金融資産残高 (万円) | 平均借入金残高 (万円) | 平均純資産残高 (万円) | 持ち家比率 (%) | 調査対象者 平均年齢 (歳) |
|------|------------------|-----------------|-----------------|--------------|----------------------|
| I | 590.8 | 917.5 | 322.0 | 65.0 | 54.3 |
| II | 429.1 | 869.7 | 143.3 | 65.1 | 52.1 |
| III | 650.6 | 1105.4 | 192.3 | 74.2 | 49.1 |
| IV | 607.2 | 1178.2 | 128.2 | 76.0 | 49.6 |
| V | 823.0 | 1113.1 | 318.8 | 80.5 | 49.6 |
| VI | 917.5 | 1204.5 | 320.2 | 79.4 | 48.7 |
| VII | 789.5 | 1282.2 | 78.6 | 81.7 | 48.0 |
| VIII | 1226.3 | 1415.1 | 540.7 | 86.0 | 49.1 |
| IX | 1239.3 | 1521.8 | 386.8 | 84.5 | 48.8 |
| X | 2122.0 | 2242.5 | 1071.8 | 91.0 | 52.4 |
| 平均 | 938.3 | 1318.5 | 350.3 | 78.3 | 50.2 |

ここで、世帯可処分所得は、世帯収入から所得税、住民税、社会保険料の負担額を差し引いたものである。世帯収入とは、課税前所得で、「勤め先の収入」、「自営・事業・内職収入」、「家賃・地代収入」、「利子・配当金」、「仕送り金・受贈金の受け取り」、「公的年金」、「企業年金・個人年金」、「失業給付・育児休業給付」、「児童手当・児童扶養手当」、「生活保護給付」、「その他の収入」に加え、退職金の受取額と有価証券の売却益・売却損の合計額である⁸。

この等価世帯可処分所得で区分した 10 分位の各階層における平均世帯人員数、平均世帯収入、平均世帯消費を示したのが、表 3-1 である。世帯消費は、JHPS で得られる 2009

⁸ 有価証券売却損が大きい世帯では、世帯可処分所得がマイナスとなることがありえる。本稿の分析で標本として用いた 3360 世帯のうち 17 世帯が、世帯可処分所得がマイナスとなっている。

年1月の消費支出額を示したものである。表3-1では、本稿と同様の分析方法で、2007年の国民生活基礎調査を用いて分析した田近・八塩（2008）と比較している。これを見ると、調査年が異なるものの、国民生活基礎調査の方が、JHPSよりも低所得者層を標本として拾っている傾向があることが伺える。

以下では、この性質を踏まえながら、我が国の所得税制に関するマイクロ・シミュレーションを行う。

ちなみに、JHPSでは世帯の金融資産、借入金残高や住居についても合わせて調査している。表3-1と同じ10分位の各所得階層において、金融資産、借入金、その両者の差である純資産残高、持ち家比率、調査対象平均年齢を見たのが、表3-2である。

第3節 JHPSにおける所得税・住民税・社会保険料負担の現状

この節では、前節で説明した分析方法で得た、等価世帯可処分所得で区分した10分位の各階層で、我が国の所得税制がどのような影響を与えているかを分析する。表3-3には、各所得階層で所得税負担がどのようになっているかを示している。表3-3は、小泉内閣で行われた国と地方の税財政改革である「三位一体改革」の結果実施された所得税から住民税への税源移譲が反映された所得税制の下での分析結果である。したがって、単純に先行研究と比較することはできない。

所得税負担額を世帯収入（課税前）で除した所得税負担率は、表3-4に示されているように、平均で2.3%となっており、累進税制の影響で所得が高くなるに連れて増えているが、第X階層でも7.1%にとどまっている。他方、社会保険料負担率は、表3-4に示されているように、高所得層ほど負担率が低くなっており、逆進的な負担構造となっていることがわかる。

表3-3 JHPS2009における各所得階層の課税状況

(万円)

| 所得階層 | 所得税額 | 住民税額 | 社会保険料 | 社会保険料 | | |
|------|--------|--------|--------|-------|-------|------|
| | | | | 医療・介護 | 年金 | 雇用 |
| I | 2.41 | 2.78 | 22.71 | 19.84 | 2.55 | 0.31 |
| II | 1.63 | 4.16 | 27.50 | 20.58 | 6.18 | 0.74 |
| III | 3.45 | 8.31 | 35.29 | 22.17 | 11.97 | 1.15 |
| IV | 4.98 | 12.26 | 36.22 | 20.74 | 14.03 | 1.45 |
| V | 7.72 | 17.00 | 45.56 | 26.44 | 17.49 | 1.63 |
| VI | 10.86 | 22.75 | 50.18 | 26.28 | 21.57 | 2.33 |
| VII | 16.53 | 30.54 | 61.83 | 30.40 | 28.77 | 2.66 |
| VIII | 24.86 | 38.41 | 68.58 | 33.23 | 32.45 | 2.90 |
| IX | 43.73 | 53.36 | 83.01 | 39.36 | 39.86 | 3.78 |
| X | 146.06 | 103.11 | 104.96 | 56.15 | 44.59 | 4.23 |
| 平均 | 26.22 | 29.27 | 53.58 | 29.52 | 21.95 | 2.12 |

第2部 データに見る貧困からの脱出

表 3-4 JHPS2009 における各所得階層の負担率

| 所得階層 | 負担率 (対課税前世帯所得比) | | |
|------|-----------------|------|-------|
| | 所得税 | 住民税 | 社会保険料 |
| I | 1.21 | 1.54 | 13.34 |
| II | 0.53 | 1.30 | 8.12 |
| III | 0.89 | 2.04 | 8.45 |
| IV | 1.10 | 2.64 | 7.48 |
| V | 1.41 | 3.07 | 8.01 |
| VI | 1.69 | 3.53 | 7.62 |
| VII | 2.18 | 4.04 | 8.03 |
| VIII | 2.78 | 4.36 | 7.63 |
| IX | 4.04 | 5.04 | 7.77 |
| X | 7.13 | 5.67 | 6.32 |
| 平均 | 2.30 | 3.33 | 8.26 |

第4節 子ども手当に関するマイクロ・シミュレーション

この節では、JHPS 第1回調査の個票を用いて、鳩山内閣で実施しようとしている子ども手当と、その財源捻出のために検討されている所得税の扶養控除等の見直しに関して、マイクロ・シミュレーションの分析結果を示す。鳩山内閣では、「控除から手当へ」転換する政策を検討しており、子ども手当を導入する代わりに所得税・住民税の扶養控除を一部廃止することとした。その影響が各世帯にどのように及ぶかは、個票を用いたマイクロ・シミュレーションで分析することができる。

子ども手当は、中学校修了までの子どもを対象に、一人当たり月額2万6,000円、年間で計31万2,000円を支給する案が検討されている。ただし、2010年度は、子ども手当については、その半額の一人当たり月額1万3,000円、年間で計15万6,000円を支給することが予定されている。その上、従来から児童手当が支給されている世帯については、児童手当の上乗せ分として子ども手当を支給することとなっている。

子ども手当が支給されるのに伴い、所得税と住民税において、年少扶養控除の廃止と、18歳以下の特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が実施される。所得税と住民税において、これらの扶養控除の恩恵を受けてきた世帯では、所得税や住民税の負担は増加することとなる。

そこで、これらが実行された場合、各世帯に及ぶ影響を示したのが表5である。まず、子ども手当が2010年度に半額(月額1.3万円)支給された場合、全世帯平均では5.62万円支給されることとなる。子ども手当が支給される対象となる子どもは、階層ごとの平均で見ると、第III階層で最も多く、第VII階層より高所得層では平均人数が少なくなっている。ただ、既に得ている児童手当に上乗せして支給することが影響するため、半額支給された

第3章 子ども手当と控除廃止の格差是正効果

場合、支給対象者が平均で最も多い第Ⅲ階層よりも、第Ⅵ階層の方が平均支給額が多くなっている。これは、第Ⅵ階層の世帯で児童手当を受給している世帯が相対的に少ないことが反映していると思われる。子ども手当が満額（月額 2.6 万円）支給された場合は、児童手当の影響は打ち消され、子ども手当支給対象者が多い世帯ほど受給額が多くなって、第Ⅲ階層が平均で見ても多くなっている。そして、全体的に見れば、子ども手当の支給が中低所得層に及んでいることがわかる。

次に、所得税と住民税で、年少扶養控除と 18 歳以下の特定扶養控除の上乗せ部分が廃止された場合に、所得税と住民税の負担額がどのように変化したかを見よう。本稿では、純粹にこれらの扶養控除が廃止されることにより、所得税と住民税の負担が増額する影響のみを分析対象とする。つまり、これらの扶養控除が廃止されることにより、社会保険料に影響する可能性は制度的にありえるものの、本稿では控除廃止の影響は社会保険料には及ばないものと仮定する。

扶養控除の減額は、扶養控除対象者数が同じならば、どの所得階層でも同じである。しかし、直面している限界税率が異なるため、高所得層ほど扶養控除の減額に伴う税負担額は多くなる傾向がある。表 3-5 によると、第Ⅵ階層から第Ⅸ階層を中心に所得税の負担が増加すると結果が示されている。累進課税の影響で、高所得者ほど扶養控除の減額に伴う税負担額は多くなるものの、そもそも廃止対象となった扶養控除の適用対象者がいなければ、控除廃止の影響はない。特に、第Ⅹ階層では、そうした影響が作用して、扶養控除廃止に伴う負担増は小さくなっている。

最後に、子ども手当支給と扶養控除廃止を同時に行ったときに、各世帯にどのような影

表 3-5 子ども手当支給と扶養控除廃止縮減の影響

| 所得階層 | 子ども手当支給対象人数 (人) | 扶養控除廃止・縮減 | | | | | | 可処分所得純増額 | |
|------|-----------------|---------------------|---------------------|--------|--------|------------|------------|------------------|------------------|
| | | 子ども手当月 1.3 万円支給 (A) | 子ども手当月 2.6 万円支給 (B) | 所得税額 | 住民税額 | 所得税増加額 (C) | 住民税増加額 (D) | 子ども手当月 1.3 万円支給時 | 子ども手当月 2.6 万円支給時 |
| | | | | | | | | (A)-(C)-(D) | (B)-(C)-(D) |
| I | 0.54 | 4.24 | 12.69 | 2.78 | 3.31 | 0.37 | 0.52 | 3.34 | 11.79 |
| II | 0.65 | 6.25 | 16.41 | 2.40 | 5.81 | 0.77 | 1.64 | 3.83 | 14.00 |
| III | 0.72 | 7.12 | 18.36 | 4.50 | 10.61 | 1.05 | 2.30 | 3.78 | 15.01 |
| IV | 0.66 | 6.97 | 17.23 | 6.25 | 14.42 | 1.27 | 2.15 | 3.54 | 13.80 |
| V | 0.63 | 6.03 | 15.78 | 9.40 | 19.19 | 1.68 | 2.19 | 2.16 | 11.91 |
| VI | 0.65 | 7.28 | 17.36 | 13.54 | 24.92 | 2.67 | 2.17 | 2.44 | 12.52 |
| VII | 0.56 | 6.47 | 15.20 | 19.47 | 32.55 | 2.94 | 2.01 | 1.51 | 10.24 |
| VIII | 0.40 | 5.15 | 11.41 | 27.54 | 39.98 | 2.68 | 1.57 | 0.90 | 7.16 |
| IX | 0.34 | 4.77 | 10.02 | 46.50 | 54.68 | 2.76 | 1.33 | 0.68 | 5.93 |
| X | 0.15 | 1.98 | 4.26 | 147.64 | 103.75 | 1.59 | 0.64 | -0.25 | 2.03 |
| 平均 | 0.53 | 5.62 | 13.87 | 28.00 | 30.92 | 1.78 | 1.65 | 2.19 | 10.44 |

第2部 データに見る貧困からの脱出

響が及ぶかを見てみよう。表 3-5 には、子ども手当支給と扶養控除の廃止を行った場合、各所得階層にどのような影響が及ぶかを示している。表 5 によると、子ども手当支給とともに扶養控除の廃止を行った場合、第 X 階層を除く全ての所得階層で可処分所得が増加しており、第 V 階層までの中低所得層を中心に可処分所得増の恩恵が及んでいることがわかる。さらにいえば、これらの実施により、可処分所得の純増は、低所得者ほどより多くなっており、所得格差是正の効果があるといえる。

ただ、財源面で見ると、扶養控除の廃止だけでは子ども手当の財源を十分に賄えないことも、本稿の分析から伺える。表 3-5 によると、子ども手当の支給により、本稿の分析対象とした全世帯平均で 5.26 万円の政府支出増となる。これに対し、扶養控除の廃止により、本稿の分析対象とした全世帯平均で 1.78 万円の税収増となる。したがって、その差額である 3.85 万円に相当する分の収支悪化が国家財政に及ぶと考えられる。これに、住民税の税収増（全世帯平均で 1.65 万円）を加味しても、子ども手当支給に伴う政府支出の増加の方が上回る。

第5節 まとめ

本稿では、2009 年 1 月に実施された慶應義塾大学パネル調査共同研究拠点「日本家計パネル調査 (JHPS)」第 1 回調査で得られた 2008 年の世帯収入のデータを用いて、所得税制に関するマイクロ・シミュレーションを行った。JHPS のデータは、マイクロ・シミュレーションの分析でしばしば用いられている厚生労働省「国民生活基礎調査」のデータよりも、相対的に高所得で世帯人員が多い世帯が含まれている。そうした性質を持つ JHPS のデータを用いた分析でも、我が国での税制のマイクロ・シミュレーションの先行研究と同様の結果が認められるかを検証するとともに、鳩山内閣で導入を予定している子ども手当にまつわる政策効果を、新たに分析した。そして、等価世帯可処分所得での順番で、均等に 10 個の所得階層区分に分類し、各所得階層での政策変更の影響を示した。

また、鳩山内閣で導入を予定している子ども手当の各所得階層への影響も分析した。子ども手当の支給に関するマイクロ・シミュレーションでは、その恩恵は中低所得層に及ぶことを明らかにした。しかし、年少扶養控除や 18 歳以下の特定扶養控除の上乗せ部分の廃止に伴う所得税・住民税の負担増との比較において、子ども手当の支給に必要な財源は、十分に賄えないとの結果が示された。

今後、JHPS はパネルデータとなる予定である。本稿で用いたデータとともに同一調査対象者の次年のデータを用いることによって、異時点間の家計行動をも明らかにできる。パネルデータによる税制のマイクロ・シミュレーションは、我が国においてはまだ行われていない。これについては、今後の課題としたい。

参考文献

- 財務省財務総合政策研究所編（2008）『財政金融統計月報』第 672 号.
- 高山憲之・白石浩介・川嶋秀樹（2009）「日本版 EITC の暫定試算」一橋大学世代間問題研究プロジェクトディスカッションペーパーNo.422.
- 田近栄治・古谷泉生（2003）「税制改革のマイクロシミュレーション分析」小野善康・中山幹夫・福田慎一・本多佑三編『現代経済学の潮流 2003』第 7 章、東洋経済新報社.
- 田近栄治・八塩裕之（2006a）「日本の所得税・住民税負担の実態とその改革について」貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所編『経済格差の研究 - 日本の分配構造を読み解く』中央経済社、pp.175-202.
- 田近栄治・八塩裕之（2006b）「税制を通じた所得再分配」小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編『日本の所得分配』東京大学出版会、pp.85-110.
- 田近栄治・八塩裕之（2008）「所得税改革－税額控除による税と社会保険料負担の一体調整－」『季刊社会保障研究』vol.44, pp.291-306.
- 内閣府（2009）『平成 21 年度年次経済財政報告（経済財政政策担当大臣報告）－危機の克服と持続的回復への展望－』.
- 西崎文平・山田泰・安藤栄祐（1998）「日本の所得格差－国際比較の視点から」経済企画庁経済研究所 経済分析 政策研究の視点シリーズ 11.
- 森信茂樹（2008）『給付つき税額控除－日本型児童税額控除の提言』中央経済社.
- 八塩裕之・長谷川裕一（2009）「わが国家計の消費税負担の実態について」『経済分析』第 182 号, pp25-47.